



総務省

e-かわらばん近畿

近畿総合通信局

2016年3月7日

第210号 1/2

放送コンテンツ海外展開セミナーin関西2016 —地元の魅力を海外へ発信し、関西を元気に！—

我が国においては、クールジャパン戦略やビジットジャパン戦略に基づき、日本の技術・産業・食・文化等の海外での認知度・関心を向上させること等により、観光客の増加等インバウンド効果を引き出す様々な取組がなされているところです。

その中でも特に放送コンテンツの海外展開については、まだまだ世界に知られていない日本の特色ある地域の魅力を海外に発信していくことで、観光客の呼び込みや関連商品の販売促進に繋がる等、地域活性化に貢献することが大きく期待されており、総務省では支援に取り組んでいます。

近畿総合通信局は、放送コンテンツの海外展開にかかる総務省の支援策の紹介、並びに海外でのコンテンツニーズ等最新動向や、実際の事業者による取組事例を紹介するため、2月9日（火）大阪市内においてセミナーを開催いたしました。



セミナーの様子

PROGRAM

主催者挨拶

近畿総合通信局長 上原 仁

講演1

「放送コンテンツの海外展開促進に向けた政策について」

講師：総務省情報流通行政局コンテンツ振興課（情報通信作品振興課）
目賀田 克之 主査

講演2

「海外共同制作の実施から得られた経験」

講師：一般社団法人 放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）
事務局次長 渡辺 圭史 氏

講演3

「海外で成功している放送コンテンツのビジネス事情」

講師：住友商事株式会社 放送・映画事業部 米田 勝紀 氏



ICT活用による
地方創生

近畿総合通信局
ICT活用による
地方創生ポータルサイト

近畿総合通信局ではICT活用による地方創生の成功事例などを紹介する地方創生ポータルサイトを始めました。

今後も内容を充実していきますので、よろしくお願ひします。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/chihousousei/index.html>

編集・発行

近畿総合通信局 総務部総務課 企画広報室

〒540-8795

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

TEL: 06(6942)8508

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>

改正電気通信事業法等説明会の開催

— 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護 —

近畿総合通信局は、1月27日（水）及び2月7日（水）に電気通信サービス及び有料放送サービスの利用者保護等を目的とした、「消費者保護ルールに関する改正電気通信事業法令等説明会」を開催いたしました。

今回の法改正では、契約締結後の書面の交付を義務付けるなど、新たに利用者保護の規律が導入されています。

改正法は平成28年5月21日に施行されることから、消費生活センターや電気通信事業者等の多数の関係者が参加し、内容について理解を深める機会となりました。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案の概要

■「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法等の改正を行うもの。

※ 電気通信事業法等：電気通信事業法、電波法、放送法

1 電気通信事業の公正な競争の促進

(電気通信事業法、電波法)

- 光回線の卸売サービス等に関する制度整備
- 禁止行為規制の緩和
- 携帯電話網の接続ルールの充実
- 電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)

2 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護

(電気通信事業法、放送法)

- 書面の交付・初期契約解除制度の導入
- 不実告知・勧誘継続行為の禁止等
- 代理店に対する指導等の措置

3 その他

(電気通信事業法、電波法)

- ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保
- 電波法関係の規定の整備(海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備 等)



1月27日
開催の様子



2月7日
開催の様子

第15回 近畿電気通信消費者支援連絡会を開催

近畿総合通信局は、1月27日（水）に大阪市内において、「第15回近畿電気通信消費者支援連絡会」を開催いたしました。

この連絡会は、近年、消費者と電気通信事業者との間で電気通信サービスに関するトラブルが増加している中、行政、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者が連携し、消費トラブルの円滑な解決の促進を図ることを目的に平成21年から開催しています。

電気通信サービスのトラブルに関するご相談は、主に各地方公共団体が設置する消費生活センターで受け付けているほか、総務省におきましても以下のとおり電気通信相談センター等を設置しています。



総務省電気通信消費者相談センターTEL:03-5253-5900

近畿総合通信局電気通信事業課TEL:06-6942-8519

各地方総合通信局の電気通信事業課

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/madoguchi/tushin_madoguchi.html